平成25年9月4日

毎週月.水. 金曜日発行

富山県報

号 外

目 次

告 示

○第5種共同漁業の漁場計画

1

富山県告示第377号

第5種共同漁業の漁場計画について

漁業法(昭和24年法律第 267号)第11条第1項の規定により、漁業の免許について、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに関係地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年9月4日

富山県知事 石 井 隆 一

		T
1	公 示 番 号	内共第17号(宮川及び高原川)
2	(1) 漁業種類	第5種共同漁業
免	(2) 漁業の名称	あ ゆ 漁 業 1月1日から12月31日まで
許	及び時期	やまめ 漁 業 1月1日から12月31日まで
の		いわな 漁 業 1月1日から12月31日まで
内	(3) 漁場の位置	富山県富山市及び岐阜県飛騨市
容	(4) 漁場の区域	基点第3号と基点第4号とを結ぶ線から基点第5号と点イとを結ぶ線までの宮川、基点第6号と基点第7号とを結ぶ線から下流の高原川及び中山橋下流端から下流のソンボ谷川並びにそれらの支派川 基点第3号 岐阜県飛騨市神岡町中山と富山県富山市蟹寺とに架かる新国境橋の左岸下流端 基点第4号 富山県富山市東猪谷上山割26番地の20北陸電力株式会社牧送電線第22号鉄塔頂点 基点第5号 岐阜県飛騨市宮川町小豆沢焼畑地内富山・岐阜県境標識 基点第6号 岐阜県飛騨市神岡町中山上の山山林593番地の3の東南端 基点第7号 岐阜県飛騨市神岡町中山と富山県富山市東猪谷とに架かる新猪谷橋の右岸下流端点イ 基点第5号から 180度の線と宮川右岸との交点
3	制限又は条件	河川工事、砂防工事その他公共的事業の施行に支障を及ぼさないこと。
4	関係地区	富山県富山市、岐阜県飛騨市宮川町及び神岡町
5	存続期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで
6	免許の申請期間	平成25年10月15日から平成25年11月15日まで
7	免許の予定日	平成26年1月1日

平成25年9月4日印刷発行

発 行 富